

小規模保育事業ゆめみ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	(株)トランスネットトキワ
所 在 地	大阪府守口市南寺方東通4-20-15
電 話 番 号	06-6996-1100
代表者氏名	代表取締役 長岡 良明

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	ゆめみ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市城東区東中浜6-8-23
連 絡 先	電話番号 06-4258-7100 FAX 06-4258-7101
管 理 者	施設長 中尾 幸子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052000884

3 事業の目的・運営方針

ゆめみ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施 設

建物	構 造	軽量鉄骨造 2 階建のうち 1 階
	延べ面積	9 7 . 9 5 m ²
屋外遊戯場		東中浜公園 2 0 0 9 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	1 室	1 0 . 3 9 m ²
保育室 (又は遊戯室)	2 室	1 歳児 2 6 . 9 4 m ² 2 歳児 1 8 . 0 8 m ²
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 R7 年 4 月 1 日現在

小規模保育事業 A 型の場合

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
主任保育士	保育業務を統括する	0	0	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	7	7		
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	1	0	1	
調理員	給食、おやつを調理する	2	2	0	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>（小規模保育事業 A 型の場合）

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育従事者	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～15：00）
	正規の勤務時間帯

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から19時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

(3) 離乳食について

当園では離乳食（中期、後期、完了期）提供を行っています。

初期離乳食は1日1回のためご家庭での食事をお願いしています。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時15分頃	
1歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時15分頃	
2歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時15分頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(4) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定
- ② 保育の適切な提供に対する助言、相談、支援をおこなうこと
- ③ 必要に応じて代替保育をおこなうこと
- ④ 利用児童、乳幼児に定期的な屋外遊技場の開放
- ⑤ 児童、乳幼児の交流、集団活動を通じての関係づくり
- ⑥ 緊急時の代替え要員の支援
- ⑦ 合同行事をおこなうなど
- ⑧ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ
(連携園保育時間 7:30-18:30)

(2) 連携施設

ア 東中浜ひばり保育園

運営主体	社会福祉法人 麦の穂
所在地	大阪市城東区東中浜 2-4-31
連携内容	上記記載内容
電話番号	

イ

運営主体	
所在地	
連携内容	
電話番号	

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	医療法人 柳原医院
医院長名又は医師名	築山 正嗣
所在地	大阪市城東区東中浜3-4-1
電話番号	06-6962-2924

(2) 歯科

医療機関の名称	なかがわ歯科医院
医院長名又は医師名	中川 新二
所在地	大阪市城東区中浜3-16-24
電話番号	06-6962-1400

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、防災防犯計画により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	有	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	有
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 中尾 幸子 ・苦情解決責任者 株式会社トランスネットトキワ 代表取締役 長岡 良明 ・ご利用時間 9:00～ 18:00 ・電話番号 06-4258-7100 F A X 06-4258-7101 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	大谷 常一	電話番号 06-6967-2282	社会福祉法人麦の穂 理事長 東中浜 ひばり 保育園 園長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載します。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	学校契約団体傷害
保険の内容	死亡、後遺症 入院 通院
保険金額	死亡 後遺症 1000 万円 入院 3000 円/日 通院 1500 円/日

※詳しくは、別途配布の「保険のしおり」を御確認ください。

園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳児	2 人	3 人	3 人
1 歳児	8 人	7 人	8 人
2 歳児	7 人	5 人	6 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 7 年度	受審 実施済
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 プライバシーポリシー

基本理念

ゆめみ保育園（以下当園と言います）では、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取扱いについて、当園の全職員が個人情報の性格と重要性を十分理解し、継続的に個人情報の保護・管理を行います。

基本方針

当園は、保育事業の運営に伴い取扱う個人情報の利用目的を明確に定め、特定した利用目的の範囲内での利用、提供活動が実施されるよう運用いたします。

なお、お預かりした個人情報について、特定した利用目的の範囲を超えて取扱う必要性が生じた場合は、改めてご本人に利用目的などを通知し、公表することにより、目的外利用を行わないよう取り組みます。また、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で変更し、通知・公表いたします。

1 個人情報の利用目的

当園では、お預かりした個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱わせていただきます。以下の目的以外での利用が必要となった場合には、あらかじめその旨のご連絡をし、了解いただいたものに対して取り扱わせていただきます。

- ・園児の教育、保育活動の企画立案・実施・健康・安全管理の向上のため
- ・当園の各種サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理のため
- ・当園業務に関する情報提供・運営管理、サービスの充実のため
- ・緊急連絡網及び園児名簿の作成のため
- ・当園の園児、保護者との連絡や情報提供のため
- ・その他保育活動を適切かつ円滑に行うため
- ・費用の請求及び収受に関する事務

【取得する個人情報の種類】

当園入所にあたり、入所契約書・保育園児童台帳及び行政機関による各調査表項目
園児を保育するにあたり、健康診断票・アレルギー診断書、緊急連絡票、保険証(写し)
勤務証明書 その他、個人情報の提供を依頼する際は、目的及び提供の可否を明確
にした項目

2 個人情報の開示・提供

当園では監督官庁への各種届出及び以下に挙げる場合以外での第三者提供は致しません。

- 1.法令等に定めがある場合（児童福祉法等）
- 2.本人の同意がある場合
- 3.人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないと認められる場合

3.個人情報の管理

当園は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損等を防止するため、必要かつ適切な措置を実施して、個人情報を適切に管理します。また、当園は、個人情報の取り扱いに関し、職員に対して適切な監督を行ないます。

4個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

保護者がその子ども、その家庭及び自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

5個人情報非開示の範囲

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

6個人情報保護体制の継続的改善

当園は、会議、教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

7当社の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口

当園の個人情報に関するお問合せはお電話にて、下記までお願いいたします

ゆめみ保育園

TEL:06-4258-7100

大阪市城東区東中浜6-8-23

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
特別行事、園外活動等	交通費等	都度徴収 円
連絡帳	50 枚綴り（複写式）2 冊	500 円
紙おむつ	持参分が足りなくなった時	1 枚 30 円
散歩用帽子	後ろ タレ無	1 枚 540 円
散歩用帽子	後ろ タレ付	1 枚 1040 円
ベッドシート代	敷布団の代わりにベッド使用のため	1 枚 4250 円

*紙おむつは、交換商品を持参いただければ費用発生なしと致します。

*ベッドシートにつきましては個人作成の場合費用は発生いたしません。

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分	月額	2,900 円
	1 時間あたり	300 円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分	月額	2,900 円
	1 時間あたり	300 円

そのほかの時間外保育料	1 時間あたり	300 円
-------------	---------	-------

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。